

タンパク質機能解析等業務に係る  
労働者派遣契約 仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
量子生命科学研究所

## 1. 件名 タンパク質機能解析等業務に係る労働者派遣契約

### 2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）量子生命科学研究所量子生命情報グループのタンパク質機能解析チームにおいては、放射光・中性子・レーザ等の量子ビームを用いてタンパク質分子の機能を解析し、そこから得られる情報を基に、新機能性分子を創製することを研究目的としている。本件は、研究を遂行するに当たって、タンパク質試料の取り扱い、精製、結晶化、熱量測定の技術をもち、さらには遺伝子組換実験を加速するための労働者派遣に関する仕様を定めるものである。

### 3. 業務内容

- ① HPLC(液体クロマトグラフィー)を用いたタンパク質試料分析作業
- ② ITC(等温滴定カロメトリ)やPCR装置を用いた生物分子の機能解析作業
- ③ タンパク質の試料精製および結晶作製実験
- ④ タンパク質の結晶構造解析作業
- ⑤ 遺伝子組換実験補助作業
- ⑥ その他上記の付随業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

なお、付随的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日又は1週間当たりの就業時間の1割以下とする。

### 4. 必要な要件

- ・タンパク質試料のHPLCによる精製および分析の経験を有する者。
- ・PCR/DNAシーケンシング実験の経験がある者。
- ・大腸菌の形質導入実験の経験がある者。
- ・高分子を用いた乳化物の作製と分析の経験がある者。

### 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

### 6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子生命科学研究所 量子生命情報グループ タンパク質機能解析チーム

(住所：千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1)

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所及び必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL : 043-382-4301

7. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命情報グループ

8. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命情報グループ グループリーダー

9. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間 8時30分から17時00分（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間 12時00分から13時00分

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉管理部 庶務課 課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、担当職員と協議のうえ必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者」に限定する。

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱水費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

QST への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。

## 1 6 . 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (7) 派遣先管理台帳（月次）
- (8) その他契約上必要となる書類

※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

## 1 7 . 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 1 8 . その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
  - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管および管理すること。

## 19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：量子生命科学研究所

量子生命情報グループ

担当者：安達 基泰